

○総務省告示第九十六号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第五条第二項の規定による平均給与額等を定める省令（昭和六十二年自治省令第三十一号）第三条第一項の規定に基づき、平成三年自治省告示第七十四号（外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第五条第二項の規定による平均給与額等を定める省令第三条第一項の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件）の一部を次のように改正する。

令和四年三月三十一日

総務大臣 金子 恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前														
<p>外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第五条第二項の規定による平均給与額等を定める省令第三条第一項の総務大臣が定める率は、次の表の上欄に掲げる補償を支給すべき事由が生じた日の属する期間の区分に応じ、同表の下欄に掲げる率とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1133 197 1204 907">補償を支給すべき事由が生じた日の属する期間の区分</th> <th data-bbox="1133 907 1204 1131">率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1061 197 1133 907">〔略〕</td> <td data-bbox="1061 907 1133 1131">〔略〕</td> </tr> <tr> <td data-bbox="989 197 1061 907">平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで</td> <td data-bbox="989 907 1061 1131">一・〇〇</td> </tr> <tr> <td data-bbox="925 197 989 907">令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで</td> <td data-bbox="925 907 989 1131">一・〇〇</td> </tr> </tbody> </table>	補償を支給すべき事由が生じた日の属する期間の区分	率	〔略〕	〔略〕	平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで	一・〇〇	令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで	一・〇〇	<p>外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第五条第二項の規定による平均給与額等を定める省令第三条第一項の総務大臣が定める率は、次の表の上欄に掲げる補償を支給すべき事由が生じた日の属する期間の区分に応じ、同表の下欄に掲げる率とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1133 1131 1204 1841">補償を支給すべき事由が生じた日の属する期間の区分</th> <th data-bbox="1133 1841 1204 2056">率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1061 1131 1133 1841">〔同上〕</td> <td data-bbox="1061 1841 1133 2056">〔同上〕</td> </tr> <tr> <td data-bbox="989 1131 1061 1841">平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで</td> <td data-bbox="989 1841 1061 2056">一・〇〇</td> </tr> </tbody> </table>	補償を支給すべき事由が生じた日の属する期間の区分	率	〔同上〕	〔同上〕	平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで	一・〇〇
補償を支給すべき事由が生じた日の属する期間の区分	率														
〔略〕	〔略〕														
平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで	一・〇〇														
令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで	一・〇〇														
補償を支給すべき事由が生じた日の属する期間の区分	率														
〔同上〕	〔同上〕														
平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで	一・〇〇														
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>															

## 附 則

この告示は、令和四年四月一日から施行する。